

## 高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者が、従業員の働きやすさや働きがいを経営課題として積極的に捉え、働きやすい職場環境づくりの基礎として就業規則の作成又は改定を行う際に要した経費の一部について、高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中小事業者における働き方改革を推進するとともに、人材の確保及び定着を支援し、もって市及び中小事業者の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。
- (2) 第6条の規定による申請時点において市税を滞納していないこと。
- (3) 市内の事業所に適用される就業規則の作成又は改定を行うこと。
- (4) 常時雇用する従業員が5人以上いること。
- (5) 補助金の対象経費について、他の金銭等（働き方改革推進支援助成金等）を受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営んでいないこと（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、働きやすい職場環境の整備を目的として行う就業規則の作成又は改定に要する経費のうち、当該作成又は改定に係る事務を行う社会保険労務士その他専門家に対して支払う委託料に相当する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

2 前項に規定する作成又は改定に係る就業規則には、次に掲げる事項のうち、1以上を新

たに整備し、又は拡充するものを含むものとする。

- (1) ハラスメント防止に関する事項
- (2) 労働時間の適正管理に関する事項
- (3) 育児、介護及び看護に係る休暇等に関する事項
- (4) 柔軟な働き方（短時間勤務、テレワーク等）に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、前条に規定する補助金の交付の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか少ない額とする。ただし、補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、労働基準監督署に提出した就業規則（変更）届の受付日の属する年度の3月31日までに、高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則(変更)届又はこれに類する書類の写し
- (2) 就業規則の写し(改定の場合は、当該写しに加え、改定箇所が分かるもの)
- (3) 市税完納証明書
- (4) 履歴事項全部証明書、確定申告書等市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類の写し
- (5) 第4条に規定する補助金の交付の対象となる経費に係る請求書及び領収書の写し等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び確定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第8条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた者は、速やかに高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、高砂市中小事業者働きやすい就業規則整備補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、速やかに補助金の交付を受けた者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還は、市長が指定する日までに行わせるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。